

平成24年第2回邑南町議会定例会(第5日)会議録

1. 招集月日 平成24年 2月23日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成24年 3月9日(金) 午前 9時30分
散会 午前10時47分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄	情報推進課長	小 林 雅 博
町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	東 義 正	建設課長	田 中 節 也
水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠	会計管理者	安 原 賢 二
瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則
教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	日野原 利郎	6 番	清 水 優 文

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第2回邑南町議会定例会議事日程(第5日)

平成24年3月9日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第3号 指定管理期間の変更について

議案第4号 指定管理者の指定について

議案第5号 指定管理者の指定について

議案第6号 指定管理者の指定について

議案第7号 指定管理者の指定について

議案第8号 指定管理者の指定について

議案第9号 邑南町課設置条例の一部改正について

議案第10号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第11号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第12号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第13号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第14号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第15号 島根県後期高齢者医療広域連合に勤務する邑南町職員に支給する手当に関する条例の一部改正について

議案第16号 邑南町税条例の一部改正について

議案第17号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第18号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第19号 邑南町公民館条例の一部改正について

議案第20号 邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第21号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正について

議案第22号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第23号 邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第24号 邑南町下水道条例の一部改正について

議案第25号 邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正について

議案第26号 邑南町立特別養護老人ホーム・老人短期入所施設条例の廃止について

議案第27号 邑南町江の川下流域活性化事業推進基金条例の制定について

議案第28号 邑南町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

議案第29号 邑智郡総合事務組合理約の変更について

議案第30号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について

- 議案第 3 1 号 町道路線の廃止について
- 議案第 3 2 号 町道路線の変更について
- 議案第 3 3 号 町道路線の認定について
- 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度 邑南町一般会計補正予算第 5 号について
- 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度 邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度 邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度 邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 4 0 号 平成 2 4 年度 邑南町一般会計予算について
- 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度 邑南町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度 邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度 邑南町電気通信事業特別会計予算について

平成24年第2回邑南町議会定例会(第5日)会議録

平成 2 4 年 3 月 9 日 (金)

—— 午前 9 時 3 0 分 開議 ——

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

開議宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 2 4 年第 2 回 邑南町議会定例会、第 5 日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。5 番日野原議員、6 番清水議員、お願いをいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案の質疑

- 議長(松本正) 日程第 2、議案の質疑。これより議案第 3 号から議案第 4 6 まで、6 号までの質疑に入ります。初めに、議案第 3 号に対する質疑から始めます。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第 3 号の質疑を終わります。続きまして、議案第 4 号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第 4 号の質疑を終わります。続きまして、議案第 5 号に対

する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第5号の質疑を終わります。続きまして、議案第6号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第6号の質疑を終わります。続きまして、議案第7号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

- 議長(松本正) 14番。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第3号から8号までは一連の、一連のかつて同和教育集会所といわれていたものに対する指定管理の問題でございますが、とりわけ7号と8号、まあ、最初に7号の問題について質疑したいと思いますが、この問題ではこの所在地は実際には寺院の、が所有する土地、寺院の方の持たれる建物の土地の中に建っている建物であり、実際問題として普通の人が、普通の人いうか、一般に見れば神社と一体となった建物であります。この問題については、これまでの質疑でも、こうした問題については基本的に、その地元、地元や当事者の要望さえあれば耐用年数も既に、補助金適化の関係も既に切れているわけだから払い下げ等を含めて話し合いをするべきではないかという話をいたしました。しかし今回この議案が提案されるにあたっては指定管理について話が整ったという説明だけでありまして、払い下げ等についての話し合いはどうされたのか、受け入れ、受け入れられなかったのか、それとも出羽自治会は、もともとですね、この三日市集会所を管理運営していた自治会と、自治会というか住民地縁団体というか、そういう組織と出羽自治会というのは全く別ものであるというふうに、まあ、含んでいるにしても別ものであると思いますが、そういうところと話をして指定管理をもって行くということについては、どういう経路というか、どういう道筋が、あのう、例えば、私たちが住民の皆さんから三日市集会所は三日市の皆さんの、あのう、使っていたものだと思うけれども何で出羽の自治会が管理せにゃあいかんようになったのかというように質問されたときに、出羽の自治会というのは、現在大林から含めて全部一帯の自治会ですから、あのう、説明に困るわけですね。そういうところになぜ話がポーンといったのかということも含めて、その話のもっていきよう、筋道、根拠という問題については説明がされておられません。ですからこの点2点について払い下げということについての話し合いは、どこどういうふうにされてどういう回答があったのか。それから、あのう、その出羽自治会への話をもって行く経過、筋道についてお伺いをしたいと思います。

- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

- 議長(松本正) 森岡生涯学習課長。

- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) まず一点目の払い下げについてでございますけど、これについて話し合いをするなかで、まあ、自治会さんとお話し合いをするなかでですね、こういうような将来的にその払い下げができない団、のだろうかというふうなご意見は確かにございました。それでそのとき私どもがお話をいたしましたのは集会所が五つございます。この五つが実は、あのう、9月の議会で指定管理ができることになりました。まずは、その五つの、この集会所を同じように指定管理をさしていただいて、そこを第一歩のスタートとして、その後、また地域の要望があればですね、とかそのへん要望があれば、そのへんで協議をしていきたいというお話はいたしております。次になぜ出羽自治会かということでございます。三日市集会所は、あのう、以前は町の方の、まあ、当

然今までは直営という形になっとなったわけでありすけども、運営の方は集会所の運営委員会というのが運営をいたしておりました。そういう中で、まあ、運営委員会も平成14年の3月以降消滅いたしましたので、まず最初自治会とお話をする前に、三日市は三日市1、2という集落、あのう、ございますので三日市1の行政連絡委員さん等と、お話をきてきております。まあ、そういう中で、まあ、三日市1というよりは、その他な諸々の、まあ、指定管理、いわゆる出羽自治会で久喜の方の施設も受けておりますので、一括出羽自治会の方はどうだろうかということで、まあ、自治会さんともお話をし、自治会の方で指定管理を受けましょうというふうになったわけでございます。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 14番議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええっとですね、あのう、最初の、あのう、答弁がちょっとよく理解できないんですが、私はこの施設は、もうそのそこにある宗教の、宗教団体の施設と一体化しているような状態になってるということは事実であるというのであれば、その宗教法人と話し合いをして、払い下げを希望されるなら、そういう方向で話しをもっていくことも可能じゃあないかという話をしたはずで。出羽自治会と話、払い下げについて話し合いをしたというのは、これは話が違わんじゃあないです。だからその宗教法人とはどういう話をされたのか。例えば実際にその宗教法人の本堂と庫裡との間にはちゃんと繋がっているんですよね、その施設。その廊下が無いんなら分かりますよ。その施設を通して本堂に行かなきゃいかんし、その施設を通して庫裡へ行かにはあかんのは事実です。そういう場合にやっぱり一番最初に話をもっていくのは、その宗教法人さんだと思うんですけど、土地もそうなんだし。そこが何でそういうふうに自治会へ払い下げの話に行くのか。それから、まあ、理解できないのは五つ、全体に払い下げといっても、そんないっぺんに払い下げというのはできないはず。順番にそうなるで行くんで、そういう弾力的な話し合いも含めてすべきではないかというふうに思いました。現に今答弁があったように、この三日市の集会所についての運営委員会は平成14年に、もう消滅していると。で直営であれば町が、だからそれ以降は実際には、もう町の直営でいろいろな水道光熱費の関係を処理していただけたと思うんです。実際に運営委員会は無いから、どういうようにそれを活用しようとか、どういうような行事をもってこようとか、どういう学習会をしようとかっていうのはほとんど地域の関係は無いわけですから、実際には町が言われるままに、その水道光熱費のお金を払ってただけだと思うんです。だから事実上、もうそういう意味では、まず第一義的に宗教法人の方にお話をし払い下げをするというのが筋であって、その間にあって、またこう三日市の1の行政連絡委員を入れる、また出羽自治会を入れるという、もうややこしくしないで、ちゃんとそういうものは整理してしまって、きちんと払い下げをして行くことの方が本来あるべき姿ではないかと思いますがいかがですか。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(松本正) 森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) あのう、宗教法人さんとの話云々ということございましたけど、まあ、先ほどの説明で私は三日市の1、その後自治会というお話をしました。しましたが、実はその前には、まあ、宗教法人さんともお話しはいたしております。それは今後指定管理という方向にもって行きたいので、そういうときには宗教法人さんと我々が直接的にその指定管理というのは非常に難しいだろうと、ですから三日市1であるとか相談を先にいただいて今後進めさせてもらってよろしいですかという話をし、そう、あのう、そうしてくださいということございましたので、そ

ういう中で話を進めていったということでございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(松本正) 14番議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 最後の質問になりますので、あのう、もし答弁、あのう、お願いできれば、あのう、責任のある方に答弁をしてほしいんですが、あのう、先ほど課長が答弁したことは、指定管理ありきだと思っただろうですね、私がいろんな議論をしてきたときには、もう実態としては、もうその払い下げてしまって良いはずなんじゃないかという話をしているはずなんです。ところが先ほどの答弁では指定管理をしなきゃあいから宗教法人じゃあ難しいと。議論が逆立ちなんですよね。払い下げて良いんなら別にそれで特定の宗教団体に便宜を図ったわけでもないし、そういう意味ではその実際に財産、財産というか何かの処分をしてすれば別に問題はないんじゃないかと思うんですけども、まあ、その点も含めてですが、一番最初に宗教法人と話をしに行ったということは非常に評価したいと思いますが、その方向付がまずは指定管理をしなきゃあいから。町の施設でないといかん。だから宗教法人ではだめだと、だからいってこう自治会を持ち込んで間に入れさせるという。要するに、あのう、普通昔、まあ、この言葉が良いか悪いか知りませんが、昔よく行政で鉛筆を舐めるという話がありましたが、まさにそういう行政のために作った手続きを、今ここで議会に飲みなさいという話以外何ものでもないじゃないですか。その点についてどんなお考えでしょうか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) あのう、まあ、ご意見のとおりの部分もあると思いますけども、もう教育委員会としては、あのう、先ほど課長が述べたように足並みを揃えて指定管理をしていくということでやってきましたので、そのように取り組んできたところです。まあ、今後については受けていただいた皆さんとも協議をしながら、また違う段階へ進めていくということも含めておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第7号の質疑を終わります。続きまして、議案第8号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第8号の質疑を終わります。続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第9号の質疑を終わります。続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第10号の質疑を終わります。続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第11号の質疑を終わります。続きまして、議案第12号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** 8番。

●**議長(松本正)** 8番議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、このことについて質問します。これはまた、あのう、町長の自主的な給与カットを継続して、10%を行うという条例改正であります。期間を平成25年3月31日とされた理由。といいますのは町長の任期は、今年、今年の10月が一応任期であります。次の任期までも渡って自主的な、この給与カットをするということが、期間をそこまで延ばすということが適切かどうかということに私は疑問を持ちます。隣の町では最近、あのう、町独自の特別職の報酬審議会を立ちあげられて、あのう、審議されて、その結果云々、実施云々で新聞にも報道されとる事態もありますが、本町ではまだそういった報酬審議会に諮った結果でこういうことではありませんが、これは町長独自の町民に対する思い、また町財政を考えてのことだろうと思いますが、しかしこれを任期を跨いでまで、これを決めることがいかにかと思います。その点について町長のお考えをお聞かせください。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** まあ、任期を跨いでっていうご質問ですが、あのう、まあ、今の町の財政状況を考えるときにやっぱり住民の方にしわ寄せが行っている部分もあるなと私は感じております。そうした中でやっぱり今おっしゃったように、まあ、どなたが町長になられても町民に対する施政をまず示す必要は、これはあるのではないかと考えておましてね、あのう、多少踏み込んだ期間にはなっておりますが、そこは、まあ、今までもやってきた施政の中でございますし、何らこれは変わることは、今しばらくは無いと思いますので、私の思いとして一つご理解をいただきたいなと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 8番。

●**議長(松本正)** 8番議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、町の情勢、あのう、財政状況を考えた結果こういうことを、に踏み切ったと言われましたが、例えば町民の声を聞いてみますと、この現在そのカットする元になっておる、あのう、町長は75万という金額については、もう14、5年前に邑智郡の合併する前に決まった金額でございます。それから町村合併があり、いろんな、あのう、世の中の変化があっていつて、中で最近では今の、あのう、地方への権限移譲とか、いろんな面で町長の責任というものは、かつて10何年前よりもかなり大きなものがあると思います。そういったことを考えていくと、ただ単にカットするだけで良いのか。町民の中にも、やはりしっかりそれだけの責任に対しては、しっかりした報酬を定めるべきだという声も聞きます。そうした中でもう少しこの点については、これまで自主的カット、カットでは無しに、やはり町長の責任の重さ、そのことを町民の声を聞いて報酬を定めるように、あえてここで、あのう、一般質問ではありませんが、あのう、町の特別職の報酬審議会を是非立ちあげていってもらう考えがないのか。もう邑智郡の特別報酬、特別職の報酬審議会は川本町が、こういった例をとられたので、もうこれは機能しないのではないかと思います。このカットに関連して町独自の特別職報酬審議会等を立ちあげるお考えがないかをもう一つお聞か、お伺いします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 暖かいお言葉だというふうに、まあ、私は理解しましたけども、確かに旧7

か町村から比べれば邑南町の責任の範囲、それから重大さというのは一層増しているというように私は、まあ、肌身で感じてはおります。邑智郡の中でもそれぞれ人口も違います。面積も違います。中身も違います。そうした中で、まあ、川本がそういうことをやられたわけでありますので、おっしゃるように機能は邑智郡全体ではもうしていないと私も理解をしていますから、邑南町独自で報酬審議会を立ち上げるかどうかについては検討していかなきゃあいかん課題だろうというふうに思っています。ありがとうございました。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第12号の質疑を終わります。続きまして、議案第13号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●議長(松本正) 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第13号の質疑を終わります。続きまして、議案第14号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第14号の質疑を終わります。続きまして、議案第15号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第15号の質疑を終わります。続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第16号の質疑を終わります。続きまして、議案第17号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(松本正) 14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第17号の国民保険税条例の一部改正について質疑を行います。あのう、具体的な数字の問題というよりも考え方の問題なんですが、町長の施政方針を読みますと、あのう、条例の一部改正を本定例会に提案しておりますが、この保険税率の最終決定につきましては7月の本算定での決定となりますので云々というふうに書いております。一応ここに条例、税条例の改正案をだしているわけですね。議決してほしいんだと思うんです。だけどこれは本算、本決定じゃあないよということでだされておるんですが、まあ、いろいろ実務的な、存じておりますけれども、あのう、別に最終的には7月の本算定で税率決定するんで、これはどっちでも良いんですよと、まあ、一応仮の税率ですよということを施政方針で言ってらっしゃるというように受け止めてよろしいんでしょうか。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 私の方からお答えをいたします。あのう、今回の定例会にお出ししております条例改正案につきましては確かに、あのう、施政方針を申しましたように7月の本算定で正式なものを決定いたしますけれども、あのう、今段階で分かっている、あのう、状況、あのう、数値によって一応必要と思われる額をお示しをしたまででございまして、ただ、あのう、このこと

をまた本算定まで、あのう、引きづりますとどうしても、あのう、暫定期間の間に安い、あのう、保険料をお支払いをいただいて後の清算が少し高くなるということが生じますので、なるべく早い、早いうちから方向性をお示して、この今、計算できる範囲での、あのう、税率でお願いをして実際の、あのう、本算定の時期の、あのう、課税標準等あるいは被保険者等の数、正式な数をもってその決定を最後、最後にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(松本正) 14番議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 本算定で正式なものとか、現在必要なものを示しただけという提案理由だそうです。現実問題としてですね、継続で加入している方は、あのう、暫定賦課になりますから4、5、6については、ですから今の税率、現在の改正前の、この改正案の前の税率が適用されるはずですよ。まあ、新規の方についてはこの税改正してれば、それは変わってくるんでしょうけれども、あのう、ある意味では、その無駄な実務だと思うんですよ。実際にこれで税改正されれば現実には打ち込みするんですよ。税率打ち込み、それで、また7月に打ち込みし直しをするんですよ。現実に徴収する金額は暫定賦課で掛けとる分だけですよ。その、ね。暫定賦課でそれで清算をして7月に調整をして高、下がってれば、まあ、当然6月の深刻の結果が反映しますからそれを含めて計算のし直しが、具体的に調定額として出てくる格好になるわけですけど、やっぱしどうしても今これを出さなきゃいけませんか。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 基本的には、あのう、今回の、あのう、算定した結果で用いた税率が24年度の税率でして、仮に、あのう、6月、まあ、7月の本算定時点ですけども、に正式、正式といいますか実際に使う、あのう、被保険者数あるいは、あのう、課税標準額に乖離があれば、あのう、見直しをすることもありますけれども、一応はこの段階で、あのう、考えられる、あのう、数字をもって積算した結果が、あのう、今回の税率改正の内容でございまして、一応はこの、あのう、お出しした案によって24年度の、あのう、税率を決定していくということでございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(松本正) 14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) だけえそうすると条例の一部改正を本会議に提案しておりますが最終決定につきましては云々という表現はおかしいんじゃないかと、この方向で行きますということなら、行きますいうてははっきり言わないと、施政方針では最終決定あとですよ。いや、けどこれになるかも知れませんよ。どちらになるか分かりませんみたいな話じゃあなくて、上げるんなら上げると。私はそれは反対ですけど、その何かそのへんははっきりしないと、この条例は条例で上げますという決定なんですよ。賛成してくださいと。施政方針は上げるか下げるか、まだ先ですよ。というような表現で望むということはやっぱし逆に、あのう、加入者や町民に対して、対しては、あのう、どっちになるんかいなあという要素を与えて行くような表現なので、やっぱしその点は私は気を付けてほしいなと思うんですがいかがですか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) そのへんは少し言われたことも含めて、今後考え行きたいというふうに、まあ、思います。

- 議長(松本正) 他に質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第17号の質疑を終わります。続きまして、議案第18号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第18号の質疑を終わります。続きまして、議案第19号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第19号の質疑を終わります。続きまして、議案第20号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第20号の質疑を終わります。続きまして、議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第21号の質疑を終わります。続きまして、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。続きまして、議案第23号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第23号の質疑を終わります。続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
- 大屋議員(大屋光宏) 1番。
- 議長(松本正) 1番議員。
- 大屋議員(大屋光宏) 鳥獣被害対策実施隊の設置ですが。あのう、設置に関する条例ですが、あのう、まあ、委員会とかいろいろ全協で協議をする場で話を聞いてみますと、あのう、まあ、議員の皆さんの思う思い、この条例自体を読んで実施隊が何をするかという思いが、まあ、読んだ感想と町での思いがかなり違いがあるような気がしまして、まあ、これは、まあ、根拠になる法令を読ま

にゃあいかなんと思っ読んでみたところ、何点か疑問がありますので質問します。一つは、もともと国の法律に基づくと、町は鳥獣害被害の防止計画を作ることになっているんだと思います。その被害計画に基づいて活、基づく活動をこの被害対策実施隊が行うことになっていると思うんですが、町の方はそのあえてなぜその、まあ、防止計画自体も公表されてませんし、第3条なり第5条のところで基本的には、あのう、被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するというふうに国では書いてあるんですけど、町の方は全て被害防止計画っていう言葉が外してある理由は何、何なのか。このもともとは町には邑南町鳥獣被害対策実施隊設置要綱というのがあって、その中にはきちんと邑南町鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣による被害防止事業を適切に実施するためこの隊を設けるって書いてある中であえて外してあるということはどういうことなのか。これがきちんと明記してあれば隊の活動というのは計画に基づくのであって、その計画の議論の中できちんとできると思うんですけどその外してある理由を一つ教えてください。もう1点は町の職員の位置づけです。国の方では町の職員は町、あのう、の中から町長が指名するとなっているんですけど、この条例の中では全て任命しかなくて、町の職員についても任命という扱いになるのか、又は町の職員を外してその他の一般の方から任命という解釈になるのか、その2点を教えてください。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) まず1点目の条例案の第3条の中に邑南町鳥獣被害防止計画に基づくという言葉が、まあ、なぜないのかということですが、これは上位法令でありますいわゆる特措法、特別措置法に基づく条例でございます、この9条の中には市町村鳥獣被害防止計画に基づいて実施隊を設置することができるというふうにしてあります。そこの文章を法律を引用してありますのであえて記載はしておりません。そこを読めば、あのう、はっきり分かるというふうに理解しております。それから現在あります実施隊と、実施隊はなぜあるかという話ですが、これには、あのう、別に他意はございません。それから2番目の町職員についてですが、これは、あのう、消防団と同じように町職員についても任命という形でされます。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) 1番議員。

●大屋議員(大屋光宏) ちょっと、あのう、法令の解釈で教えて欲しいんですけど、これ、あのう、国の特措法は上位法じゃあなくて、設置の根拠となる根拠法であって、その上位法ではないんじゃないか、あのう、総括されるわけではないんじゃないか、要は国の法律では設置することができるって書いてあって、それに基づいて設置して活動について町が定めるのであって、国の法律に書いてあるからできるという上位法、包括的な法律じゃあなくて単なる根拠法。上位法であれば基づくじゃあなくて第1条とこらは、あのう、その法律にあるもの以外について町で定めるということの書き方に普通はなるんだと思います。上位法という解釈で全て読み込めるというのはちょっと疑問がありまして、まあ、計画自体をなぜ公表していないのかという部分も含めてもう一度お願いしたいのと、町職員については消防団は、あのう、消防団長が任命だと思います。町長が任命してるんだと、じゃあないんだと思います。あのう、町職員が消防団になっているのは、町長が町職員を消防、消防団として任命じゃあなくて、消防団長が任命であって、要は町職員をあえて再度非常勤の臨時の公務員として任命する必要があるのか、指名ではいけないのかを教えてください。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第31号の質疑を終わります。続きまして、議案第32号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、議案第33号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただくよう、いただくようお願いいたします。質疑はありませんか。

- 亀山議員(亀山和巳) 8番。

- 議長(松本正) 8番議員。

- 亀山議員(亀山和巳) 102ページ、一般会計の102ページですが。すいません。違いました。

- 議長(松本正) 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第34号の質疑を終わります。続きまして、議案第35号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はあり

ませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい。

●**議長(松本正)** 8番。

●**亀山議員(亀山和巳)** 失礼しました。102ページ地籍調査事業費ですが、これは前年度の当初予算に比べると13.4%の大幅な増になっております。これはかつて町長にも伺ったことがありますこの地籍調査は期待する町民、まだ、あのう、地籍調査が終わったところは進捗を早めるように期待も大きいわけですが税務課の固定資産税の調査が、目処が立ったら、この方を増やするような答弁が昔あったと思います。そこでここで13%、13%以上の伸びがあるということは、これは事業費が24年度は増やすということなのか、それともたまたま偶然職員の給与等で、これだけの伸びを見込みにゃあいけんかったことなのか、その点について伺います。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 地籍調査の、あのう、事業費でございますが確かに増えております。これは積極的に事業をやって行こうということで増やしたことでございます。人件費は昨年と同額でございますので事業費自体が1千540万円余り増えているということでございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 8番。

●**議長(松本正)** 8番議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** これでどんどんこれから、このまだ調査が終わってないところが1日でも早くなるように、この進捗を進めていただきたいと思います。この地籍調査事業はいろいろ子育て支援とかA級グルメのように、あのう、派手な事業ではないかと思いますが、これは行政の基本となる大事な仕事であろうと思いますので1日も早く全町の地籍調査が終わるように、あのう、進めていただきたいと思いますということをお願いします。

●**議長(松本正)** 他に質疑はありませんか。

●**山中議員(山中康樹)** 12番。

●**議長(松本正)** 12番。

●**山中議員(山中康樹)** 89、89ページの衛生費でございますが、全体的に聞きたいわけですが、その中でも特に、あのう、がん検診費、がん検診費の千550万組んでありますが、その肺がんの早期発見というような中で考え方をお尋ねいたしますが、その中でたばこ対策禁煙教育という、いうことが24年度から課の方では打ち出されておりますが、このことにつきまして喫煙率が30代、40代で高い、あのう、高い50%以上の人を中心にいつていうことで委員会の方では説明を受けましたが、これの数値目標、人数的にはどのぐらいのことを今考えられておられるかということに。

●**日高保健課長(日高誠)** 番外。

●**議長(松本正)** 日高保健課長。

●**日高保健課長(日高誠)** あのう、このがん検診費で新年度特に、あのう、予算をお願いいたしましたのは先ほど言われましたように、あのう、肺がんのリスクの高い方ということで、のですね、1

00人ほど考えておりまして、胸部のCTの検査を新たに、あのう、実施さしていただきたいということで予算を組ましていただきまして、検診費で言いますと55万円の今回新、新規にお願いしている予算でございます。

●山中議員(山中康樹) 12番。

●議長(松本正) 12番議員。

●山中議員(山中康樹) 今の100名というのは30代、40代ということで、あのう、委員会の資料にあります、となりますと50代以上とか、あのう、40代以下。ここらは、まあ、基本的にはどのような考え方をされとるかということ。まあ、あのう、基本的には、あのう、たばこの場合が肺がん率が高いということで、今、あのう、国会の方でもどうのこうのということをやっておりますが、私も年々このたばこを吸われる方が、まあ、少なくなるということは、たばこ農家として見ましたら大変気にな、危機な、あのう、状態ということで、まあ、議会の議員の中でも若いときには吸うとったが今は止めたというようなことで、基本的には、まあ、たばこは悪いというような認識の中では自主的に、あのう、個人個人が喫煙をされているというような中で、まあ、行政が積極的に、あのう、どんどん、その公共的な場所の屋内では、あのう、喫煙場所を無くしたり、そして敷地内でもだめだとかいうような、まあ、方向付けで行っておりますが、私の、あのう、たばこ関係からの資料によりますと、やはりこれは遺伝性のことも大変ありますし、また、あのう、試験的にやっております、あのう、ネズミに対してそのニコチンを多量に打ち込んでその結果を見るとかというような問題もありますが、この邑南町といたしまして、この肺がん喫煙のために、まあ、肺がんになるというようなことで、データーというものをどれだけのデーターを持っておられて、そして最終的には邑南町では、そんならたばこを、あのう、吸うのを全面禁止にするのか。そういうような目、あのう、数値目標的なものをどのように考えておられるかという2点について。

●日高保健課長(日高誠) 番外。

●議長(松本正) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) あのう、がん検診の先ほどの肺、胸部のCT検査につきましてはですね、あのう、30代、40代若い方が多いというんで、それだけを限定してやるわけではございませんで、あのう、お願い、今思い、考えておりますのは、たばこを吸われている方ですね、あのう、ハイリスクの方で40から74歳の方で、あのう、たばこの本数に年数を掛けた数が500以上の方にですね、あのう、をお願いして、あのう、勧奨して行きたいと考えております。その他の方ですね、あのう、検診については今までどおり肺がん検診といたしまして40から64歳の方は650人、それから、あのう、高齢者の方については2千550人の予算を見ておりますので、あのう、沢山の方に受けていただいて、あのう、特化してですね胸部のCTについてのみですね今の100人、ハイリスクの方について、あのう、CTを受けていただくというのが今年のあれでございます。それから、あのう、全体のたばこことですね、肺がんについてのキッチリした数字ですけど、あのう、ただ今持ち合わせておりませんので、あのう、いろんなそういう死亡原因のともとらまえてですね、あのう、進めておりますので、ただ、あのう、健、健康の方考えますとやっぱり、たばこというのはがんになるリスクは高いというふうに聞いておりますので保健課といたしましては禁煙についても啓発して行きたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●日高保健課長(日高誠) はい。

●議長(松本正) 日高保健課長。

●**日高保健課長(日高誠)** あのを、まあ、最終的にゼロという数字は、あのを、ちょっと極端かも知れませんが、なるべくその健康の、になっていただくためにですね、あのを、少なくして行きたいという思いがあります。まあ、あのを、国や、議場についても、あのを、禁煙にさせていただいて、あのを、庁舎内も一応、あのを、禁煙ということをださしていただきましたが、まあ、そういうふうになんていって、あのを、禁煙ということにしたいというふうに、あのを、保健の方から言わしていただければ健康になっていただきたいということで考えております。

●**山中議員(山中康樹)** 議長。

●**議長(松本正)** 12番。

●**山中議員(山中康樹)** あのを、財政面から言いますとやっぱり4千万から5千万に近い、あのを、税収入があるというような中で、やはりたばこを吸うために、その煙によって周り方が、嫌いな方はやっぱり、あのを、大変な迷惑するということは、あのを、分かります。あのを、隣の方で大酒を飲んでも、その人が暴れん限りは迷惑を掛けませんが、たばこの場合は煙が出るということで、あのを、迷惑は分かりますが、しかしながらたばこを好んで吸う人間もやっぱり権利があるということで、私は、あのを、この庁舎内にしろ、まあ、外しろやはり、あのを、その吸う人間の吸う場所、これのやっぱり住環境の整備ではありませんが、そこまではやはり両方がお互いが詰め寄るということで、あのを、執行部の方も、あのを、今後は検討は、あのを、してほしいということでございます。それで今の特に肺がんの場合にたばこの方で、あのを、リスク、リスクが高いというような、あのを、ことごとくございましたら、それは、あのを、その本人がどこまで自覚しとるかというようなことになると、あのを、やっぱりこの予算的にも、その肺がんの、今CTですか、そういうものに対して積極的に助成金でも出してから、あのを、止めてもらうような、あのを、体制づくりというようなものも、あのを、やらにゃあいいんじやないかというように思っております。結論的には、あのを、やっぱり吸う人間にも権利がありますので、その分の確保も町内、あのを、公民館しどころにしろほとんどの場所が、まあ、冬の寒い中で外の方でというようになっておりますが、やはり、あのを、両方の私は言い分があると思いますんで健康面は健康面、しかしながら町税は町税というような中でやはり両方が、あのを、まあ、上手く行くというような体制づくりというものを検討してほしいということで終わります。

●**日高保健課長(日高誠)** 番外。

●**議長(松本正)** 日高保健課長。

●**日高保健課長(日高誠)** すいません、あのを、先ほどのがん、あのを、がん、肺がんでの死亡の関係ですが、あのを、がん全体が、あのを、22年度の場合、あのを、一番トップ、あのを、邑南町でトップでして13人の21.9%亡くなっておられまして、その内がんの中で胃がん、肺がん、大腸がん、肝がんがあるんですが、その中で2番目に多いのが肺がんでございますので、あのを、邑南町と、保健課の方といたしましても、あのを、がん撲滅のために、いろいろ施策をとっていきなさいと考えております。まあ、あのを、受動喫煙のことも言われまし、言われましたので、そのへんについては、また、あのを、担当課の方と相談しながら、あのを、一応保健課といたしましては、あのを、たばこの害を減らしたいという考えで事業をさせていただきますが、あのを、吸われる方については、また総務課とかいろんな方面と協議をさせていただいて、あのを、また検討させていただきたいと思っております。

●**議長(松本正)** 他に質疑はありませんか。

●**日野原議員(日野原利郎)** 5番。

●議長(松本正) 5番。

●日野原議員(日野原利郎) 96ページから農業振興費についてお伺いをいたします。あのう、この農業振興費をずっとこう、あのう、見せていただいとる中で、活性化支援センターの、あのう、ことが全然こう出てこないんで、まあ、これ、あのう、農業振興課の方で若干聞かしていただいたんですが、どうも、あのう、99ページにある、あのう、農業、農業再生協議会の運営費。これがそれに該当するという話でございました。まあ、あのう、再生協議会というのが、今年いろいろな組織が、あのう、合同して立ちあげられたというのは聞いておったんですが、これと活性化センターが一緒になって今度やるということなんですが、まあ、そのへんの、あのう、こと、内容的にちょっと、もうちょっと説明をいただきたいと思います。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 再生協議会についてのご質問でございます。これは国の、あのう、事務次官通知によりまして、従来からありました、あのう、いわゆる担い手協議会。これは、あのう、これは邑南町では農業活性化支援センターというふうに呼んでおりますが、この担い手協議会と、それから耕作放棄地の対策協議会、それから水田農業推進協議会あるいは農地円滑化団体。これは、まあ、利用権設定とかを、いわゆる白紙委任とかを受ける団体であります。この四つを、まあ、一つの組織にまとめて運営をなさいたいということがございました。これは元から言いますと戸別所得補償が始まって、この所得補償の中には、いわゆる清算調整のことについて、あるいは転作部門で米以外のを振興しましょうということ、あるいは担い手のことについて、まあ、総合的に直接支払ができるような交付金制度になっておりまして、まあ、そういうことから先ほどいった四つの団体がバラバラにいるよりは統合した方が効率的であるという、まあ、国の考え方から昨年の4月1日付の事務次官通知で統合しなさいと。23年度中に統合しなさいという、まあ、通知が来たところでございます。ですから具体的な、あのう、事業の内容といたしましては先ほど言いました四つの水田協であります。転作関係、所得補償関係の事務、それから支援センターであります。と担い、担い手育成あるいは集落営農の事務、それから耕作放棄地の方では復旧事業であります。耕作放棄地の防止対策、それから円滑化団体の方では、いわゆる白紙委任の事務ですね。まあ、こういうものを具体的にやっていきます。それから予算についてでございますが、あのう、直接、再生協という文字が出ておりませんので、あのう、どの、どの列が、行が再生協の予算かなということなんですけれども、先ほどおっしゃいましたように、まず97ページをご覧くださいと思います。一般会計の予算書の97ページ、下から8行目当たりのところに002の01、数量調整円滑化推進事業というのがございます。これが再生協の予算の一部になります。これはいわゆる水田協の転作に関係する部分の予算でございます。それから99ページを捲っていただきたいと思いますが、この中で上から6行目、007の02、邑南町農地利活用推進協議会75万円がございす。これがいわゆる耕作放棄地対策の予算でございますので、これも再生協の方へ行きます。それからさらにその4行下ですが、認定農業者等担い手育成確保支援事業費というのがございます。これが、まあ、従来、農業活性化支援センターへ補助金として出ていた部分です。これが新年度より再生協へ、の担い手部門の費用として補助金として出されます。それから同じその行、あのう、表の下から3行目ですが、ここは、あのう、直接名前が出ておりますが、邑南町農業再生協議会の運営費ということで、これは、まあ、本体部分の直接的な運営費ということになります。以上が再生協がらみの予算ということになります。よろしく願い申しあげます。

●日野原議員(日野原利郎) 5 番。

●議長(松本正) 5 番議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、ありがとうございました。あのう、今、現に聞くとところによりますと、今の活性化支援センター、今、あのう、まあ、町長さん肝いりで、あのう、立ちあげて何とか邑南町の農業、地域農業支えて行くんだと、育成して行くんだということで立ちあげられたものなんです、あのう、今の農協と相まってやるということで農協の職員さんも一緒に入っていてこっちで、あのう、町の方で事務を執っとしていただくんですが、聞くとところによりますと今度は農協の職員さんは、あのう、引き上げられるということが一つ、それとさらにはその農協で今までは事務をやっていました、あのう、水田協の事務が、今度はこっちに入ってくるというようなことで、あのう、まあ、予算的にもこれ今言われたのを足しますと1千万以上になる事業になります。まあ、あのう、これはまた、あのう、町の方でしっかりそのへんをやっていたいただければ良いと思うんですが、あのう、そのへんの活性化センターのいわゆる体制、体制づくりというのを、まあ、しっかりやっていたいただいて、この町の農業が農業振興がしっかり行くようにやっていただきたいというように思います。以上です。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 1 4 番。

●議長(松本正) 1 4 番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 3 点ほど質問をしたいと思います。第一は、ページ4 5 ページですけれども総務費の一般管理費で臨時職員賃金、社会保険料、雇用保険料7 5 4 万9 千円、1 1 9 万1 千円というのが計上されております。その数字の問題ではなくて、まあ、あのう、臨時職員さんの時間給含めて非常にその待遇が良く無いのではないかと、時間給の改善等をすべきではないかということを一一般質問でも取り上げて、まあ、新年度についてはいろいろ、まあ、研究もしてみようというような答弁をいただいていたと思うんですが、あのう、今年度どういう形で、その臨時の職員の皆さんに対する時間給等を含めて改善がなされているのかを、まず第一にお伺いします。2 点目は6 9 ページですが、民生費の社会福祉総務費で従来から指摘している生活相談員の8 4 万5 千円について、まあ、一時期は、あのう、きちんとした活動日誌も日報も無いような状態で急遽作りあげるようなことも含めて実態として、してあったように聞いておりますけれども、その掌握と活動内容について改めて、例えば生活相談員に、を指名している方に対して、そういう指示をしたことがあるかどうか、また人権相談所の開設について2 万1 千円が開設費として出ておりますけど、これやそれと連動する形だと思いますが、7 1 ページに人権計画策定事業費2 7 万6 千円というのが計上されています。この中身について一体何をしようとしているのかお伺いしたいと思います。それから3 点目には、あのう、7 1 ページに国民健康保険への繰出金が1 億3 千9 9、3 千8 9 9 万2 千円が計上されています。その具体的な中身ではなくて、これは町長に、町長なり担当部局が情報をどの程度把握されているかを聞きたいんですけれども、国保の県一本化の動きがございます。実務的には去年の9 月ごろから、あのう、準備が始まっているように聞いておりますけれども、町としてはどういう対応なり、最新の情報は、あのう、どうなのかということ、さらに、あのう、今年から、あのう、県への調整交付金が従来より2 %増えましたよね、あのう、国との関係の割合で、やっぱりそれだけ県の裁量が増えていっていると思うんですが、まあ、それがどういうふうに配分されるか、配分根拠というのはなかなか県は明確にしないでしょうけれども、このことに期待できる部分が有るのか無いのかですね含めて、もし分かれば教えていただきたいと思います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) まず臨時職員の、あのう、関係でございますが、あのう、賃金とかの単価については今回は変更をしております。あのう、職員についても同じでございますけども変更はしていません。その変わりですね、あのう、臨時職員の人に対しては、あのう、休暇とかですね。例えば、あのう、慶弔休暇とか、それから産前産後とかそういった、あのう、休暇についてかなり待遇改善を24年度からは図っております。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) はい、服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 福祉総務関係のことにお答え、お答えいたします。まず、あのう、生活相談員の関係ですけれども、まあ、変わっておりません2名の方をお願いをしておりますけれども、まあ、あのう、これまで、あのう、そういうことがあったようにも聞いておりますけれども現在は、あのう、担当者の方できちんと、あのう、報告書の方を出す、出すようにですね、あのう、確認を現在しておってですね毎回毎回、あのう、その報告書を求めて提出をいただいて、あのう、実績報告で、あのう、確定をして、あのう、支払をしております。それから人権相談所の2万1千円でございますけれども、これは、あのう、法務局の方からいらっしゃってですね、ほいでお世話の方は人権擁護委員さんの方にお世話をお願いしとりますけれども、その際の、あのう、必要となる経費を2万1千円ほど上げております。回数としましては石見が4回、瑞穂が4回、羽須美が1回を一応計画をしております。それと人権計画の策定費用でございますけれども、あのう、県の方からも、あのう、一応は、あのう、人権計画について町の計画書をまとめるようにという、あのう、指示をいただいております。まあ、あのう、なかなか、あのう、それ着手することができませんでしたけれども、とりあえず24年度につきまして、あのう、意識調査を一つやりたいということと、まあ、あのう、この策定をするにあたり策定委員さんも選出してお願いしたいという思いで、今回計画をしております。実際の計画はそれに基づいて翌年度以降になると思っております。それから国民健康保険の関係でございますけれども、まず県の一本化につきましては、今現在、あのう、これに関わります会議は特にまだ行われておりませんけれども、ご存じだと思いますけれども、今の後期高齢者医療につきましては、あのう、国の方が1年、あのう、先延ばしにしてですねおるということもありますし、実際のこの廃止法案につきましても、まだ国会の方に提出されていないということがございますので、まだ状況等ははっきりしと、していませんけれども、この県内一本化につきましても、それに、まあ、即応してという形になり、なりまして、今のところ当初の計画は30年に国保一本化ということがなっておりますが一応、あのう、その方向性ができただけでありまして何らまだ変わってもありません。特にそれに対しての説明も今のところございません。それと県の調整交付金の関係の2%の部分でございますけれども、これは、まあ、急に決まった話でございますので、24年度分につきましては一応は、あのう、そのまま、あのう、頭割りということでも計画されていらっしゃるようなんですけれども、それ以降につきましての配分部分については、今後関係団体、まあ、あのう、市町村国保の代表者に、まあ、集まってもらって、そのことについて、まあ、あのう、協議をしていただこうということが計画をされており、おります。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(松本正) 14番議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、最初の問題ですが、まあ、あのう、処遇の改善ということで休暇等の対応という話でしたが、まあ、あのう、24年度についてはかつて15番議員さんが、あのう、町職員についても途切れることなく若手の採用をという話も大分されましたが、まあ、24年度は新規採用は無いというようなことも含めて、まあ、その町職員だけではなくて、それを支えていただいている臨時職員の皆さんの、やっぱしこうモチベーションをきちっと上げて行く意味でもやっぱしその具体的にはですね、休みを取らなければこの方たちのメリットは無いわけですね。先ほど藤間課長が言いましたが、その休暇をとってもらった場合に、いろんな条件がこう良くしますと、休みを取らなきゃあ無いわけですよ。だから問題は母体である単価について見直しを掛けて、ほんとにそれは確かに少額かもしれないけれども、やっぱりそれでも頑張っしてほしいということで実際にはその場所、場所におればほとんど、あのう、正規の職員と同じような形でフォローという任務にはなっているにしても、あのう、やっていただいている方も沢山いらっしゃるわけです。やっぱりそういう意味では、あのう、単価の見直しをやっぱりかな、あのう、求めていただき、求めたいというふうに、あのう、思います。それから2番目の分の人権の計画策定については、まあ、あのう、総務省、その他の方から来てるということで恐らく全分野にわたっての人権問題について、正しくきちんと、その女性だとか民族だとかいろんなことを含めてですね調査されて、こう意識調査されてやられるんだと思いますが、教育委員会がやってきたこれまでの、あのう、同和に偏重した人権の問題の調査との関係ではどういう調整をされる予定でしょうか。それから、あのう、国保の一本化の問題について町長に答弁を求めるのが良いかどうか分かりませんが、先般の後期高齢者の医療費の問題でも広域連合の中でパンパンパンと決まって、全く我々の声はどこにも反映しないと、まあ、確かに議会はあるんでしょうけれども、ほとんど何の意見も出なかったみたいな話で、あのう、負担がどんどん増加して行くということもございます。ですからこうした問題については、あのう、トップ、町のトップがやはり邑南町の町民、加入者にとって少しでも不利益が被らないように早め早めの情報収集と取り組みと動きを求めたいわけですが、その考えについて町長から答弁をいただきたいと思います。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(松本正)** はい、石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 後期高齢者も含めて、まあ、国保の問題ということだと思いますけど、まあ、要は、あのう、後期高齢者にしても今の政権ほんとに、あのう、言ってることとやることが分からないとか非常に、まあ、混乱しているわけですね。したがって我々もその情報はもちろんいたしますけども、向こう自体が何をやっているか分からないというところがありますので、そこはほんとに今の舵取りの政権がしっかりしてもらいたいなあということが、まず先決じゃあないかと思います。あわせて、まあ、国保についてもですね私自身は、もう、あのう、市町村国保は破綻していると思います。まあ、国がやっぱりこういった、あのう、赤字の構造体質を押し付けているような私は感じをしておりますので、やっぱり連合会としても、やっぱり将来はですね後期高齢者も含めて国保も含めて地域医療としてしっかり、まあ、運営できるような体制づくりが必要であろう。しかしながらやっぱりそこには様々やっぱりいろんな格差もあるし、収納率の問題もある。そう、そういうことでやっぱり準備もしていかなきゃあいかんけども、やっぱり私思うには最終的にはそういった制度ができるにしても、そこに必ず最終的には国の責任というものをしっかり明文化する必要があるんじゃないかなというふうに、私は思っております。いずれにしても、ここは、あのう、国の問題だろうというふうなのは私の今の実感でございます。

- 藤間総務課長(藤間修) 番外。
- 議長(松本正) 藤間課長。
- 藤間総務課長(藤間修) 臨時職員の方の賃金の単価の見直しでございますが、あのう、今後、県とかですね、あのう、他の市町村とかちよと比べ、調査いたしまして必要とあらば、そういった見直しをして行くということにしたいと思っております。
- 服部町民課長(服部導士) 番外。
- 議長(松本正) はい、服部町民課長。
- 服部町民課長(服部導士) はい、人権計画の件でございますけれども、議員おっしゃるとおりですね、あのう、これまで、あのう、いろいろ計画やら施策が行われてきましたけども、この人権計画の中身というのはですね、それら他分野にわたる人権問題について一つの、あのう、方向性だけを示しておこうと、これが元なんですよと。ここから、あのう、いろいろな、他分野についてですね、反映をさせて行くというものに思っておりまして先ほどの同和教育に関しましてもですね、同じようにその、そのことに同じように一緒の中でですね、わたって行くんであらうと思っております。よろしいですか。
- 議長(松本正) 14番議員、良いですか。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) はい。
- 議長(松本正) 良いですか。はい、他に質疑はございませんか。
- 亀山議員(亀山和巳) はい。
- 議長(松本正) 8番議員。
- 亀山議員(亀山和巳) 47ページ。
- 議長(松本正) ごめんなさい。8番さん、先ほどされましたので、一括ですので。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただき、いただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようで、無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行って、行って、行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第43号の質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑

の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第44号の質疑を終わります。続きまして、議案第45号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第45号の質疑を終わります。続きまして、議案第46号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第46号の質疑を終わります。以上で、議案第3号から議案第46号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

- 議長(松本正) 本日はこれにて散会といたします。大変、ご苦労さまでございました。

—— 午前10時47分 散会 ——